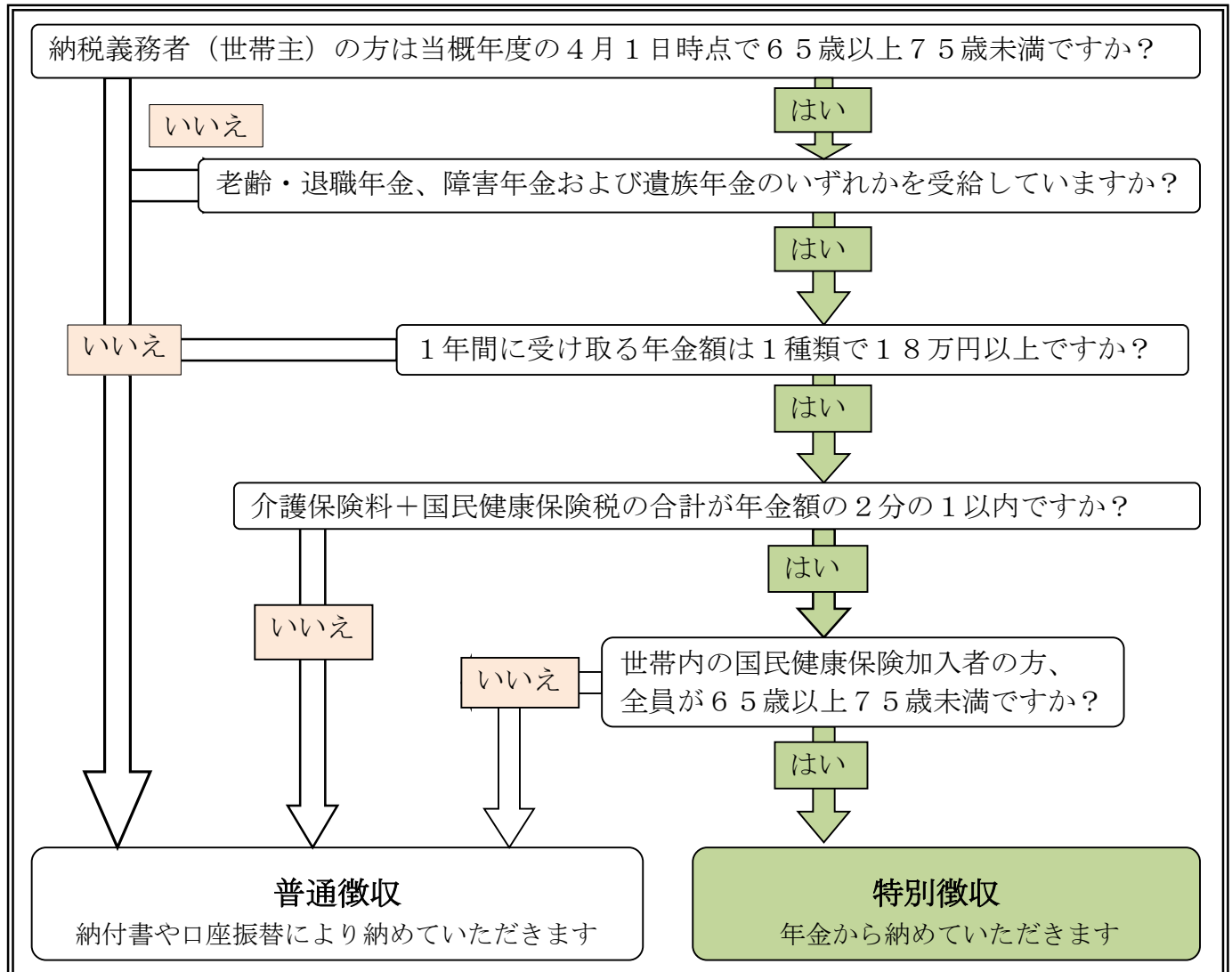


◇該当する方は年金からの特別徴収を行っています(国保税)◇

これまで国民健康保険税の納付方法は、納税通知書(納付書)または口座振替により納めていただいておりますが、平成20年度から、地方税法の定めるところにより、原則受給されている年金から天引きで納めていただく「特別徴収」が開始されました。下記の条件に全て該当する方は年金から天引きで納めていただく特別徴収となります。

- ・条件1 世帯主が国民健康保険の被保険者である
- ・条件2 世帯内の国民健康保険の被保険者が全員65歳以上75歳未満である
- ・条件3 世帯主が受給している年金が年額18万円以上である
- ・条件4 世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、国民健康保険税と介護保険料の合計が基礎年金額の2分の1を超えていない



※ただし、全ての条件に該当しても納付書や口座振替で納めていただく場合があります！

また、下記の理由などにより年度の途中で年金からの天引きを中止する場合、お時間がかかることがあります。ご了承ください。

※特別徴収の対象の方でも、年度の途中で被保険者の異動等により保険税額が変更すると、普通徴収に切替えまたは特別徴収と普通徴収の併用となる場合があります。

《口座振替を継続していただく方》

- ・すでに口座振替にて納付しており、引き続き口座振替の申し出をした場合
- ・新たに口座振替を希望される場合

《納付書で納めていただく方》

- ・世帯主が年度の途中で75歳になる場合(該当となる方については2月27日付通知済みです。)
- ・災害その他特別な事情に該当する場合で、特別徴収が適当でないと判断した場合

▽ 特別徴収となる方は納める月が変わります

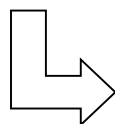
●今年度から新たに特別徴収となる方 … 納付書で納める普通徴収と特別徴収によって納めていただきます

【 6月・ 7月・ 8月 】・・・普通徴収（納付書にて納めていただきます）
【 10月・ 12月・ 翌年2月 】・・・本徴収（6月決定した年間税額から6・7・8月の普通徴収で納めた額を差し引いて3回で分けた金額となります）

●今年度も継続して特別徴収となる方 … 4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回、年金から天引きで納めていただきます。

【 4月・ 6月・ 8月 】・・・仮徴収
【 10月・ 12月・ 翌年2月 】・・・本徴収（7月決定した年間税額から4・6・8月の仮徴収で納めた額を差し引いて3回で分けた金額となります）

●普通徴収がある方 …… 同封の納付書もしくは口座振替により納めていただきます。



納付書の場合 … 手続きは不要です。納付書記載の金融機関等で納めてください。

口座振替の場合 … 町内の金融機関等で手続きが必要となります。既に手続き済みの場合は、通知書記載の金融機関より引き落とし予定となります。

○仮徴収とは・・・ 4月・6月・8月の年金から、前年度の2月における特別徴収額と同額を特別徴収にて徴収する方法です。（今年度の仮徴収から新たに特別徴収が開始となった方は、前年度の所得を基に計算します。）

○本徴収とは・・・ 本年度の決定保険税より仮徴収額または普通徴収額を引き、残りを3回に分けた額を10月・12月・翌年2月の年金から徴収する方法です。（端数がある場合は10月で調整します。）

【令和7年度特別徴収納期限（全6期）】

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
仮徴収	仮徴収	仮徴収	本徴収	本徴収	本徴収
4月15日 (火)	6月13日 (金)	8月15日 (金)	10月15日 (水)	12月15日 (月)	2月13日 (金)

【令和7年度普通徴収納期限（全10期）】

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
6月30日(月)	7月31日(木)	9月1日(月)	9月30日(火)	10月31日(金)
第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
12月1日(月)	12月29日(月)	2月2日(月)	3月2日(月)	3月31日(火)